

西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）コメント
（沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の成立について）

令和4年3月31日

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律が、衆・参両議院において全会一致で可決され、本日、成立しました。これまで御尽力いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

本法律においては、沖縄振興特別措置法等の有効期限を10年間延長するとともに、特区・地域制度の改正を行うなど、各般の沖縄振興策を一層総合的かつ積極的に推進していくため、沖縄振興の基盤となる各種法律について所要の改正を行いました。

本年5月、沖縄の復帰から50年を迎えます。沖縄は、全国最下位の一人当たり県民所得や厳しい状況にある子供の貧困など、なお解決すべき課題を抱えています。こうした課題を解決し、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活が実現されるよう、沖縄県や市町村と連携しながら、引き続き沖縄振興に全力で取り組んでまいります。